

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

## 事業名 市町村民生委員協議会負担金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)  
健康福祉部 地域福祉課 福祉人材係 電話番号：058-272-1111 (内 2521)  
E-mail：[c11219@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11219@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 49,750 千円 (前年度予算額：49,750 千円)

### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費    | 財 源 内 訳    |            |            |          |     |     |     |            |
|-----|--------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
|     |        | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財産<br>収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 49,750 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 49,750     |
| 要求額 | 49,750 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 49,750     |
| 決定額 | 49,750 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 49,750     |

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 区域ごとに組織される民生委員協議会 (単位民児協) の活動負担金

民生委員が適切な相談・援助活動を行うために必要な情報を共有し、知識や技術を習得する定例会や研修会を実施するため、その他様々な地域福祉活動を実施するために必要な費用。

### (2) 事業内容

- ・ 知識や技術を習得する定例会や自主研修会の実施
- ・ 各種地域福祉活動の実施 等

### 【民生委員法】

第 20 条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもって、町村においてはその区域をもって一区域としなければならない。

第 24 条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- 一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- 二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

- 三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
  - 四 必要な資料及び情報を集めること。
  - 五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
  - 六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わることができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。
- 第 26 条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

**(3) 県負担・補助率の考え方**

県には民生委員の指導訓練が義務付けられており、民生委員協議会はその職務をより機能的、効果的に遂行し、相互に向上することを促進するために組織された団体で、その職務の重要性から法律上で結成が義務付けられていることから、県が活動の支援を行うことは必要不可欠である

**(4) 類似事業の有無**

無

**3 事業費の積算内訳**

| 事業内容 | 金額 (千円) | 事業内容の詳細                |
|------|---------|------------------------|
| 負担金  | 49,750  | 民生委員協議会 (単位民児協) の活動負担金 |
| 合計   | 49,750  |                        |

**決定額の考え方**

**4 参考事項**

**(1) 各種計画での位置づけ**

第四期岐阜県地域福祉支援計画

**(2) 事業主体及びその妥当性**

民生委員法第 26 条において、民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担することと定められているため、事業主体が県となるのは妥当。

# 事業評価調書

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
各地域に組織された民生委員協議会に対し、相談・援助活動を行うために必要な情報を共有し、知識や技術を習得することができるよう支援します。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名          | 事業開始前 | 指標の推移        |             | 現在値         | 目標          | 達成率  |
|--------------|-------|--------------|-------------|-------------|-------------|------|
| 民生委員児童委員協議会数 | (H )  | 196<br>(H30) | 199<br>(R1) | 199<br>(R2) | 199<br>(R3) | 100% |
|              | (H )  | (H )         | (H )        | (H )        | (H )        | %    |

### ○指標を設定することができない場合の理由

|  |
|--|
|  |
|--|

### (前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）  
民生委員協議会ごとに年間計画を立案し、各種研修会等を実施しており、研修会の中では、ケース検討会を行ったり、民生委員としてのスキルアップを図るために講話を聴いたりした。また、協議会として地域の学校や施設の訪問を行い、関係諸機関との連携を図るとともに、街頭での普及活動を行い、民生委員・児童委員の存在や活動内容について啓発に努めており、そのような活動に対する経費を県が負担している。

### (前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  
各種研修を通して、民生委員・児童委員としてのスキルの向上を図っている。また、ケース検討会を開催することで、要支援者に対する適切な支援の在り方を検討し、駅前やスーパーでの普及活動や、地道な訪問活動を行うことで、地域住民に広く周知を行っている

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|   |  |
|---|--|
| <p>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）<br/>○：必要性が高い、△：必要性が低い</p>                              |  |
| (評価)<br>○   | 各民生委員協議会は、会長・副会長を筆頭に中堅民生委員・新任民生委員で構成されている。研修会や事例検討会等を開催することで、経験年数の長い会長や副会長が、新任の民生委員に対して地域の実情に応じて助言・アドバイスする場を設定することは、非常に有効である。また、多様化する地域住民の福祉ニーズを的確に把握し、相談・援助活動を行うためには、民生委員協議会における独自研修が欠かせない。その活動を支援する本事業は必要性が高い。 |
| <p>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）<br/>○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</p> |  |
| (評価)<br>○   | 民生委員が相談支援に応じる内容は、高齢者、障がい者、児童、生活保護世帯等、さまざまな分野に渡っている。それらの内容に対して、適切に対応していくためには、経験者からの知識・技能の伝承と研修会を通じたスキルの習得が欠かせないものであり、学校や施設、地域住民が民生委員協議会（民生委員）に寄せる期待は大きい。  |
| <p>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）<br/>○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p>                            |  |
| (評価)<br>○   | 毎年、各民生委員協議会ごとに実績報告を作成し、その内容を精査することが結果的に事業の効率化につながっている。   |

### (今後の課題)

|  |
|--|
| <p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>核家族化や高齢化が進み、今後ますます民生委員の支援を必要とする世帯が増加することを考えると、民生委員が要支援者に対し、的確な支援が行えるよう、研修の在り方や普及・啓発の在り方をさらに検討していく必要がある。</p> |
|--|

### (次年度の方向性)

|   |
|---|
| <p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>民生委員が地域における見守り活動を行っていくためには、民生委員協議</p> |
|---|

会組織としての活動を欠かすことはできないことから、民生委員協議会としての活動を支援するため、本事業を継続していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせる理由や期待する効果 など     |       |